

議案第125号

備前市営住宅条例及び備前市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定  
について

備前市営住宅条例及び備前市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定  
する。

令和元年11月27日提出

備前市長 田原隆雄

備前市条例第 号

備前市営住宅条例及び備前市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(備前市営住宅条例の一部改正)

第1条 備前市営住宅条例(平成17年備前市条例第207号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 規則で定めるところにより請書を提出すること。

第11条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項  
とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条第1項、第46条及び第59条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

(備前市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 備前市特定公共賃貸住宅条例(平成17年備前市条例第208号)の一部を次のように改正す  
る。

第11条第1項第1号を次のように改める。

(1) 規則で定めるところにより請書を提出すること。

第11条第3項を削り、同条第4項中「第1項又は第2項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項  
とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第16条第1項及び第39条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の備前市営住宅条例及び備前市特定公共賃貸住宅条例の規定は、この条例の施行の日以後に入居者としての決定を受けた者に係る入居の手続について適用し、同日前に入居者としての決定を受けた者に係る入居の手続については、なお従前の例による。

議案第125号参考資料  
備前市営住宅条例新旧対照表(第1条関係)

改正案	現行
<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定めるところにより請書を提出すること。</p> <hr/> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、市営住宅の入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 市長は、入居者から第11条第4項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求をしたときは当該請求の日)までの間、家賃を徴収する。</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 市営住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) 第19条の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、<u>特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求をしたときは当該請求の日)までの間、家賃を徴収する。</p>

<p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第28条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「<u>第11条第5項</u>」とあるのは「第44条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第46条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、第17条から第28条まで、第37条及び第41条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第17条中「<u>第11条第4項</u>」とあるのは「第44条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第32条第1項又は第37条第1項」とあるのは「第37条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第49条」と読み替えるものとする。</p> <p>(準用)</p>
<p>第59条 第50条から前条に定めるもののほか、第17条、第18条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第41条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「市営住宅」とあり、「住宅」とあるのは「駐車場」と、第17条第1項中「<u>第11条第5項</u>」とあるのは「第54条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第58条第1項」と、同条第3項中「に入居した」とあるのは「の使用を開始した」と、同条第4項中「を立ち退いた」とあるのは「の使用を廃止した」と、第26条中「入居」とあるのは「使用」と、第27条中「住宅」とあるのは、「駐車場」と読み替えるものとする。</p>	<p>第59条 第50条から前条に定めるもののほか、第17条、第18条、第25条、第26条、第27条本文、第28条第1項本文及び第41条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「市営住宅」とあり、「住宅」とあるのは「駐車場」と、第17条第1項中「<u>第11条第4項</u>」とあるのは「第54条第1項」と、「第42条第1項」とあるのは「第58条第1項」と、同条第3項中「に入居した」とあるのは「の使用を開始した」と、同条第4項中「を立ち退いた」とあるのは「の使用を廃止した」と、第26条中「入居」とあるのは「使用」と、第27条中「住宅」とあるのは、「駐車場」と読み替えるものとする。</p>

備前市特定公共賃貸住宅条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 特定住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) 規則で定めるところにより請書を提出すること。</p> <p>_____</p> <p>(2) 第18条第1項の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 特定住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、特定住宅の入居決定者が前2項 _____ に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、特定住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第16条 家賃は、第11条第4項の入居可能日から特定住宅を明け渡した日(第29条による明け渡し請求のあったときは、明渡しの請求のあった</p>	<p>(入居の手続)</p> <p>第11条 特定住宅の入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。</p> <p>(1) <u>入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、市長が適当と認め</u> <u>る保証人の連署する請書を提出すること。</u></p> <p>(2) 第18条第1項の規定により敷金を納付すること。</p> <p>2 特定住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。</p> <p>3 市長は、<u>特別の事情があると認める者に対しては、第1項第1号の規定</u> <u>による請書に保証人の連署を必要としないこととすることができる。</u></p> <p>4 市長は、特定住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、特定住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5・6 (略)</p> <p>(家賃の納付)</p> <p>第16条 家賃は、第11条第5項の入居可能日から特定住宅を明け渡した日(第29条による明け渡し請求のあったときは、明渡しの請求のあった</p>

<p>日)まで徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第39条 第30条から前条までに定めるもののほか、第16条、第17条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第28条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居可能日」とあるのは、「使用開始可能日」と、「特定住宅」とあるのは「駐車場」と、第16条第1項中「<u>第11条第5項</u>」とあるのは「第34条第1項」と、同条第3項中「<u>に同居した</u>」とあるのは「の使用を開始した」と、同条第4項中「を立ち退いた」とあるのは「の使用を廃止した」と、第25条中「入居」とあるのは「使用」と、第26条中「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。</p>	<p>日)まで徴収する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第39条 第30条から前条までに定めるもののほか、第16条、第17条、第24条、第25条、第26条本文、第27条第1項本文及び第28条第1項の規定は、駐車場の使用について準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と「入居者」とあるのは「使用者」と、「入居可能日」とあるのは、「使用開始可能日」と、「特定住宅」とあるのは「駐車場」と、第16条第1項中「<u>第11条第4項</u>」とあるのは「第34条第1項」と、同条第3項中「<u>に同居した</u>」とあるのは「の使用を開始した」と、同条第4項中「を立ち退いた」とあるのは「の使用を廃止した」と、第25条中「入居」とあるのは「使用」と、第26条中「住宅」とあるのは「駐車場」と読み替えるものとする。</p>
--	--